

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>三木市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
兵庫県三木市長

公表日
令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③保険料の免除、納付猶予等に係る事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務 ⑤福祉年金・特別障害給付金に係る事務 ⑥年金生活者支援給付金の申請受理、支給に必要な情報の日本年金機構への報告
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令) 第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 郵便番号:673-0492 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三木市役所 市民生活部 保険年金課 国民年金係 郵便番号:673-0492 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行いマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等ができないよう徹底している。 また、併せて端末のアカウントや共用フォルダへのアクセス制限も行っており、適切な運用を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月15日	公表日	平成27年12月25日	平成29年8月15日	事後	
平成29年8月15日	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項	・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 ※番号法別表第一の95の項に対応する主務省令は未設定	事後	
平成29年8月15日	I-5-②	市民課長 清水育美	市民課長 藤原志緒里	事後	
平成29年8月15日	I-7	三木市役所 企画管理部 総務課 文書法制グループ	三木市役所 企画管理部 企画調整課 文書・法制グループ	事後	
平成29年8月15日	II-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年8月15日 時点	事後	
平成29年8月15日	II-2いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年8月15日 時点	事後	
令和1年6月30日	I-5-①	市民ふれあい部 市民課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月30日	I-7	三木市役所 企画管理部 企画調整課 文書・法制グループ	三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係	事後	
令和1年6月30日	I-8	三木市役所 市民ふれあい部 市民課 年金グループ	三木市役所 市民生活部 市民課 年金係	事後	
令和1年6月30日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月30日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月30日	IV-3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月30日	IV-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月30日	IV-4		○委託しない	事後	
令和1年6月30日	IV-5		○提供・移転しない	事後	
令和1年6月30日	IV-6		○接続しない(入手)○接続しない(提供)	事後	
令和1年6月30日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月30日	IV-8		○自己点検	事後	
令和1年6月30日	IV-9		十分に行っている	事後	
令和4年4月1日	7 請求先	三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係	三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係	事後	
令和7年1月30日	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 ※番号法別表第一の95の項に対応する主務省令は未設定	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の46、128の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表の主務省令) 第24条の2、第68条の2	事前	
令和7年1月30日	IV-4	【○】委託しない	【 】委託しない	事前	
令和7年1月30日	IV-4	(新規)	十分である	事前	
令和7年1月30日	IV-5	【○】提供・移転しない	【 】提供・移転しない	事前	
令和7年1月30日	IV-5	(新規)	十分である	事前	
令和8年3月1日	I-5-①及び②	①市民課 ②市民課長	①保険年金課 ②保険年金課長	事後	
令和8年3月1日	I-8	市民課 年金係	保険年金課 国民年金係	事後	